

令和4年3月29日開催

令和3年度
燕市農業委員会第13回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第13回総会 議事録

1. 開催日時 令和4年3月29日(火曜日)
午後1時30分～午後2時21分

2. 開催場所 4階 委員会室

3. 出席委員 (26名)

1番 山浦 博	11番 澁木 誠治	21番 片桐 正敏
2番 本田 繁	12番 山田 直子	22番 荻原 一郎
3番 三浦 哲郎	13番 江口 保	23番 山崎登美雄
4番 土田 喜七	14番 渡邊美代子	24番 小川 芳秀
5番 山上 忠	15番 江辺 耕一	25番 和田 正春
6番 澤口 隆行	16番 金山 吉夫	26番 笹川 勇雄
7番 笠原 久幸	17番 瀬戸 一義	
8番 藤田 浩介	18番 五十嵐博子	
9番 遠藤 忠夫	19番 明田栄以知	
10番 長谷川治仁	20番 阿部 恵作	

4. 欠席委員 (0名)

欠席 0名

欠員 0名

5. 会議日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員の選任
- (3) 会長報告

報告第34号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第35号 農地転用事実確認について

報告第36号 農地の転用事実に関する照会について

(4) 議事

- 議案第 69 号 空き家に附属した農地の指定について
- 議案第 70 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 71 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 72 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 73 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第 74 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について
- 議案第 75 号 農業委員会事務局職員の任免について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池和恵 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

17 番 瀬戸一義 18 番 五十嵐博子

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員はありません。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は26名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第13回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号17 瀬戸一義 委員及び</p> <p>議席番号18 五十嵐博子 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第34号から第36号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第34号、「農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。</p> <p>受付番号158番 大保字原の田畑、2筆、388㎡、3条売買に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号159番 長辰字長崎の田、1筆、69㎡、賃借人からの申し入れに伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号160番 長辰字辰ノ口の田、1筆、1,169㎡、中間管理事業移行に伴う小作権の解約であります。</p>
事務局	<p>次の、161番から163番は、青果市場の転用に伴う解約であります。</p> <p>受付番号161番 吉田字六反の田、1筆、477㎡、5条転用に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号162番 吉田西太田字札木の田、1筆、1,431㎡、5条転用に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号163番 吉田西太田字札木の田、2筆、1,538㎡、5条転用に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号164番 吉田西太田字札木の田、1筆、1,558㎡、青果市場</p>

事務局	<p>の一時転用に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 165 番 中島字小関向の田、2 筆、791 m²、<u>中間管理事業移行</u>に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 166 番 国上字居下の田他、10 筆、18,327 m²、<u>中間管理事業移行</u>に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号 167 番 東太田字東通端の田、1 筆、211 m²、<u>耕作者変更</u>に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 168 番 米納津の田、1 筆、481 m²、<u>耕作者変更</u>に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次の受付番号 169 番から 179 番まで、全て青果市場の <u>5 条転用</u>に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 169 番 吉田字六反の田、2 筆、1,695 m²、<u>5 条転用</u>に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 170 番 吉田字六反の田、1 筆、1,157 m²、<u>5 条転用</u>に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 171 番 吉田字六反の田、1 筆、442 m²、<u>5 条転用</u>に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 172 番 吉田西太田字札木の田他、2 筆、632 m²、<u>5 条転用</u>に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 173 番 吉田西太田字札木の田、2 筆、2,001 m²、<u>5 条転用</u>に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 174 番 吉田西太田字札木の田、1 筆、619 m²、<u>5 条転用</u>に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 175 番 吉田西太田字札木の田、3 筆、7,697 m²、<u>5 条転用</u>に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 176 番 吉田西太田字札木の田、1 筆、845 m²、<u>5 条転用</u>に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 177 番 吉田字六反の田、1 筆、416 m²、<u>5 条転用</u>に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 178 番 吉田字六反の田、1 筆、620 m²、<u>5 条転用</u>に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 179 番 吉田西太田字札木の田、1 筆、1,298 m²、<u>5 条転用</u>に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>受付番号 180 番 下粟生津字下組の田他、5 筆、9,657 m²、<u>中間管理</u></p>

事務局	<p><u>事業移行</u>に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 181 番 粟生津字横町の田、1 筆、3,000 m²、<u>相続</u>に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 182 番 佐善村新田字中之島の田、2 筆、6,000 m²、<u>中間管理事業移行</u>に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 183 番 佐善字切替の田、1 筆、1,322 m²、<u>中間管理事業移行</u>に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 184 番 長辰字長崎の田、1 筆、522 m²、<u>中間管理事業移行</u>に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号 185 番 小古津新の田、1 筆、415 m²、<u>基盤法売買</u>に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 186 番 灰方字番匠田の田、2 筆、148 m²、<u>耕作条件不利地とする</u>利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 187 番 大曲字砂押の田、5 筆、1,799 m²、<u>公共事業用地の売買</u>に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 35 号、「<u>農地転用事実確認願について</u>」であります。</p> <p>受付番号 12 番 野中才字下谷地の田、1 筆、46 m²、転用目的は車庫、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 12 号、令和 4 年 3 月 4 日であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 36 号、「<u>農地の転用事実に関する照会について</u>」であります。</p> <p>受付番号 15 番 吉田東栄町の田、1 筆、0.65 m²、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無はなし。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。原状回復命令の有無はなし。用途地域であります。</p> <p>受付番号 16 番 幸町の田、1 筆、312 m²、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無はあり。昭和 38 年 12 月 23 日、農地法第 5 条、住宅。用途地域であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>(質問なし)</p>

議 長	ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。
議 長	それでは、議案第69号「空き家に附属した農地の指定申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	<p>議案第69号「空き家に附属した農地の指定申請について」であります。</p> <p>受付番号2番 笈ヶ島字笹曲の畑、1筆、290㎡、位置図は議案資料1頁をご覧ください。</p> <p>今回の指定農地につきましては、地区担当の委員と事務局で現地を確認し、空き家に隣接する畑は現在も耕作できるよう管理されていることを確認しておりますので、指定農地とすることに、「特に問題はない」と判断されるところであります。</p> <p>そして、本日、空き家に附属した農地に指定された場合は、集積計画と同様に、告示した後に「別段の面積」として効力をもちます。但し、空き家と一緒に農地を取得されなかった場合は、指定が外れ「一般の農地」として取り扱うこととなります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。本件については、去る3月22日、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	3月22日、午後1時30分より、301会議室で、第2事前審査委員会、委員全員による審査の結果、「空き家に附属した農地の指定申請」1件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	<p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第70号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第70号「農地法第3条の規定による許可申請について」であり

事務局	<p>ます。</p> <p>受付番号 37 番 粟生津字山王の田、1 筆、1,010 m²、契約内容は贈与。位置図は <u>2 頁</u> をご覧ください。譲受人は、申請農地の持ち分 1/3 の所有者であります。</p> <p>受付番号 38 番 杣木字枯木の畑他、3 筆、2,556 m²、契約内容は売買、対価は 10 ㎡あたり〇円。位置図は同じく <u>2 頁</u> をご覧ください。</p> <p>また、事前審査会では、吉田地区の農家がここまで来て耕作できるのか？との質問がありました。事務局でも、譲受人に確認しており、畑として利用したい旨の意向である、と報告したところであります。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果「農地法第 3 条の規定による許可申請」2 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議長	<p>次に、議案第 71 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 71 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 10 番 小高字内畑の畑、3 筆、279.4 m²、転用目的は、住宅、完工済みであります。位置図・土地利用計画図は、議案資料 <u>3～4 頁</u> をご覧ください。</p> <p>令和 3 年の相続の際に、平成 8 年に住宅を建築していた農地が無届けであることを確認したため、始末書添付</p>

<p>事務局</p>	<p>のうえ改めて申請をおこなうものであります。 (それでは始末書を読み上げさせていただきます) (始末書、朗読)</p> <p>なお、申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調整されていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>また、提出された「始末書」については、事前審査会で読み上げさせていただいたところであります。</p> <p>受付番号 11 番 新堀字東浦の畑、1 筆、281 m²、転用目的は、農作業場、令和 4 年 7 月 31 日完工予定であります。</p> <p>位置図・土地利用計画図は、議案資料 5～6 頁をご覧ください。</p> <p>昭和 51 年から 55 年頃に、曳家により空いた土地に農作業所を建築していたもので、今回、農作業所の改築にあたり、農地であることが判明したため、始末書添付のうえ改めて申請をおこなうものであります。 (それでは始末書を読み上げさせていただきます) (始末書、朗読)</p> <p>(なお) 申請地は、農振白地の集落内に点在する農地で、営農に影響が無いと思われることから、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>また、提出された「始末書」については、事前審査会で読み上げさせていただいたところであります。</p> <p>受付番号 12 番 吉田西太田字札木の田、4 筆、7,315 m²、転用目的は、貸店舗及び駐車場 (145 台)、令和 5 年 3 月 31 日完工予定であります。</p> <p>位置図・土地利用計画図は、議案資料 7～8 頁をご覧ください。</p> <p>青果市場の移転に伴い、24 時間稼働する市場関係者の健康福祉のため、貸店舗としてドックストアを建設するものであります。</p> <p>当初は青果市場自身で貸店舗の運営を予定していましたが、新潟県より建築基準法上の特定施設である市場には制限がある旨の指導があり、その他の施設の建設に係る負担が大きいため、別事業者による運営をおこなうこととしたものであります。</p> <p>申請地は青果市場移転のため、農振除外を受けた農振</p>
------------	--

	<p>白地の農地であります。除外申請時から周辺住民との交流を視野に入れた計画で、燕市と協議していたことを含めて、市場の関連施設と認められ、学校や保育園。医療施設が多々ある市街地内の農地であることから、「市街化が見込まれる農地」として、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査会では、始末書2件を事務局が読みあげ、これを確認しました。また、3,000㎡を越える申請1件については、「まん延防止等重点措置」が解除されて間もないことから、事前協議会に参加した会長以下3名が事務局から説明を受け、「特に支障は無い」ことを審査会で報告しております。</p> <p>審査の結果「農地法第4条の規定による許可申請」3件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「許可」とする事でご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第72号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第72号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号87番 水道町三丁目の田、1筆、909㎡、転用目的は保育園駐車場(36台)、契約内容は売買、令和4年8月31日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料9～10頁をご覧ください。</p> <p>水道町保育園の駐車場が不足していることから、駐車場用地として整備するものであります。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の</p>

<p>事務局</p>	<p>農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 88 番 道金字屋敷付の田、3筆、面積 1,767 m²、転用目的は工場、契約内容は使用貸借、令和4年9月30日完工予定。位置図、土地利用計画図は、<u>議案資料 11～12 頁</u>をご覧ください。業務の拡張に伴い、工場を増設するものであります。</p> <p>申請地は、工場建築のため農振除外を受けた農振白地の農地であります。500m以内に小池小学校や内科医があり、幅員 4.0mの全面道路とガス・水道管が整備されていることから、市街化が見込める地域と認められ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 89 番 吉田西太田字札木の畑、1筆、165 m²、転用目的は駐車場（4台）、契約内容は売買、令和4年5月10日完工予定。位置図、土地利用計画図は、<u>議案資料 13～14 頁</u>をご覧ください。</p> <p>既存の住宅敷地に駐車場が無いとため、燕市道を挟んだ自宅の正面にある農地を取得し、露天駐車場（4台）を整備するものであります。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 90 番 灰方字南の田、4筆、2,271 m²、転用目的は事務所、展示場、作業所、駐車場（30台）、契約内容は売買、令和4年11月30日完工予定。位置図、土地利用計画図は、<u>議案資料 15～16 頁</u>をご覧ください。</p> <p>既存の工場敷地が狭いため、新たに展示場や職員駐車場を整備するものであります。申請地は、農振白地の第1種農地であります。500m以内に北小学校と内科医院、県道：新潟・燕線に面しており、ガス水道が完備していることから、市街化が見込まれる地域と判断され、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 91 番 大川津字島畑の畑、1筆、213 m²、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借、令和4年10月1日完工予定。位置図、土地利用計画図は、<u>議案資料 17～18 頁</u>をご覧ください。</p>
------------	---

<p>事務局</p>	<p>県外から戻るため親族から土地を借り受け、住宅を建築するものであります。申請地は、農振白地の集落内に点在する農地で、営農に影響は無く、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 92 番 吉田字六反の田他、42 筆、22, 223 m²、転用目的は卸売市場、契約内容は売買、令和 5 年 3 月 30 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、<u>議案資料 19～20 頁</u>をご覧ください。</p> <p>青果市場の老朽化に伴い、新たな卸売市場を建設するものであります。</p> <p>申請地は、市場移転のため、農振除外を受けた農振白地の農地であるとともに、学校や保育園、医療施設が多々ある市街地内の農地であることから、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 93 番 吉田西太田字札木の田、6 筆、2, 644 m²、転用目的は物販店、及び駐車場 (31 台)、契約内容は売買、令和 5 年 3 月 31 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、<u>議案資料 21～22 頁</u>をご覧ください。</p> <p>青果市場の移転に伴い、周辺住民の利便性の向上と賑わいの創出を目的として、一般市民向けの農産物販売や物販販売を計画していましたが、先ほどのドラックストアと同様に、新潟県より建築基準法上の特定施設である市場には制限がある旨の指導があり、別事業者による運営をおこなうものであります。</p> <p>申請地は、市場移転のため、農振除外を受けた農振白地の農地であります。市場の関連施設と認められ、学校や保育園、医療施設が多々ある市街地内の農地であることから、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 94 番 吉田西太田字札木の田、10 筆、18, 406 m²、転用目的は卸売市場造成用土砂置場、契約内容は賃貸借、令和 4 年 12 月 31 日までの一時転用。位置図、土地利用計画図は、<u>議案資料 23～24 頁</u>をご覧ください。</p> <p>青果市場の移転に伴い、造成に必要な土砂の置場として一時転用するもので、搬入する土砂は国営工事に伴う残土を受け入れる計画ですが、近隣に小学校があるため、大型ダンプトラックで現地まで搬入し、小型ダンプに積み替える必要から、土砂置場として借り受けるものであ</p>
------------	--

	<p>ります。</p> <p>申請地は、市場移転に併せた開発用地として、農振除外を受けた用途区域内の農地で、近隣の安全性の確保等の観点から、一時転用による土地の確保はやむを得ないと判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>5条申請でも、3,000㎡を越える申請2件については、事前協議会のあった3月16日に、現地を確認し特に支障は無いことを審査会で報告しました。</p> <p>審査の結果、農地法第5条の規定による許可申請8件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>なお、只今異議なしとした農地法第4条、及び第5条の許可について、3,000㎡を超える案件については、許可相当として県常設審議委員会への諮問のあと、許可と致します。</p>
議 長	<p>次に議案第73号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第73号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。</p> <p>始めに、所有権の移転であります。議案の19頁をご覧ください。</p> <p>受付番号27番 又新字野ノ下の田、3筆、809㎡、移転時期は令和4年4月25日、対価は〇円、引渡し時期は令和4年4月30日。位置図は議案資料25頁をご覧ください。</p> <p>受付番号28番 小古津新の田、1筆、415㎡、移転時期・引渡時期は全て同じですので、お読み取り下さい。対価は〇円、位置図は同じく25頁になります。</p>

事務局	<p>続いて、利用権設定になります。議案の<u>20 頁</u>になります。 それでは、新規設定のみ読み上げさせていただきます。 受付番号 69 番 八王寺字新野の田、2 筆、2,042 m²、10 年の新規設定になります。以下、対価はお読み取り下さい。 ふたつ飛びますが 受付番号 72 番 吉田鴻巣字大坪の田畑、3 筆、3,133 m²、10 年の新規設定になります。 受付番号 73 番 米納津の田、1 筆、5,743 m²、1 年の新規設定。こちらは使用貸借になります。</p>
事務局	<p>再設定については、あとでお読み取り下さい。 なお、委員の関係する案件はありませんでした。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権移転 2 件、利用権の新規設定 3 件、再設定 7 件、異議がなかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、決定とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第 74 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 74 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」であります。 議案の <u>23 頁</u>をご覧ください。 それでは、11 年の農用地利用集積計画であります。 議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。 受付番号 317 番 柚木の田、1 筆、1,021 m²、利用権の設定を受ける</p>

	<p>者は新潟県農林公社、設定期間は令和14年10月31日までの11年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p>
事務局	<p>次に、<u>24頁</u>をご覧ください。10年の集積計画であります。 受付番号319番 灰方字南の田他、32筆、26,662㎡、設定期間は令和14年4月5日までの10年であります。</p>
事務局	<p>次に、9年の集積計画であります。議案の<u>31頁</u>をご覧ください。 受付番号351番 吉田本町字前田の田、16筆、1,133.54㎡、設定期間は令和12年12月31日までの9年であります。</p>
事務局	<p>次に、5年の集積計画であります。議案の<u>32頁</u>をご覧ください。 受付番号352番 松橋字西の田、11筆、9,617㎡、設定期間は令和9年4月5日までの5年であります。 なお、集積計画で委員の関係する案件はありませんでした。</p>
事務局	<p>次に、配分計画であります。議案の<u>34頁</u>をご覧ください。 それでは、初めに11年の配分計画であります。 受付番号207番 柚木の田他、2筆、2,042㎡、設定期間は令和14年10月31日までの11年であります。</p>
事務局	<p>次に、<u>35頁</u>をご覧ください。10年の計画になります。 こちらにつきましても、一番目のみ読み上げさせていただきます。 受付番号208番 灰方字南の田他、32筆、26,662㎡、設定期間は令和14年4月5日までの10年であります。 以下、お読み取り下さい。 また、関係委員の案件として、議案の<u>39頁</u>の下段、受付番号227番に遠藤委員の関係する案件1件があります。</p>
事務局	<p>次に、9年の配分計画であります。議案の<u>41頁</u>をご覧ください。 受付番号235番 吉田本町字前田の田、16筆、1,133.54㎡、設定期間は令和12年12月31日までの9年であります。</p>
事務局	<p>次に、5年の配分計画であります。議案の<u>42頁</u>をご覧ください。 受付番号236番 松橋字西の田、11、筆9,617㎡、設定期間は令和9年4月5日までの5年であります。以下、お読みとください。</p>

事務局	次に、配分計画の移転であります。議案の <u>44 頁</u> をご覧ください。 受付番号 11 番 佐渡山字川下の田、1 筆 1,513 ㎡、残期間は令和 12 年 12 月 31 日までの 9 年となります。以下、お読み取り下さい。
事務局	また、今回の申請で農地所有適格法人が、新たに利用権の設定を受けることになるため、要件確認資料を添付しましたので、議案 <u>46 頁</u> の「議案第 73・74 号関係資料」をご覧ください。 今回の利用権の申請がありました、株式会社「新潟農業代行」は、(1) から (4) までの農地所有適格法人の全ての要件を満たしております。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である配分計画の <u>番号 227 番</u> を除いて、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、農地中間管理事業の集積計画 47 件、同じく関係委員の案件 1 件を除く配分計画 37 件、配分の移転 9 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画は、原案どおり決定する事、また農用地利用配分計画については、番号 227 番を除いて、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画については、原案どおり「決定」とする事、また、農用地利用配分計画については、「意見は特になし」とする事に決しました。
議 長	それでは、関係委員である、議席番号 9 番 遠藤委員は退席願います。 (関係委員 退室 午後 2 時 14 分)
議 長	それでは、関係委員の案件、農用地利用配分計画 (案)、受付番号 227 番について、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、配分計画、番号 227 番について、「意見がなかった」事を報告致します。

議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「意見はなし」とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定する事に決しました。</p> <p>関係委員は、入室願います。</p> <p>(関係委員 入室・着席 午後2時16分)</p>
議 長	<p>退席された遠藤委員に報告します。関係委員の案件につきましては、特に「意見はなし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。</p>
関係委員	<p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>なお、議案第73号、議案第74号の案件につきましては、<u>4月5日</u>の告示により効力が発生する事になります。</p>
議 長	<p>次に議案第75号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議案第75号「農業委員会事務局職員の任免について」です。</p> <p>令和4年3月31日付、及び令和4年4月1日付を以って、職員の異動がありました。</p> <p>任を命ずる者、農業委員会事務局、主任、治田祐樹。農政課からの異動です。</p> <p>続いて、任を解く者、農業委員会事務局、次長、加藤幸夫。退職となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、3月22日、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、「職員の任免について」、意見は特になかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮りいたします。農業委員会事務局職員の任免について、ご異議ありませんか。</p>

	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって本件については議案のとおり任免とすることに決しました。
議 長	それでは、新たに事務局に異動される治田主任、前に出ていただいて一言お願いします。
	(主任：あいさつ)
議 長	これから、よろしく申し上げます。 続いて、退任される加藤次長、一言お願いします。
	(次長、退任あいさつ)
議 長	退任される加藤次長さん、ご苦労様でした。 新しく事務局に異動される治田主任につきましては、これからよろしく申し上げます。
議 長	以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第13回総会を閉会致します。
	(終了時刻 午後2時21分)

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年3月29日

総会議長 和田正春

議事録署名委員 瀬戸一美

議事録署名委員 五十嵐博子
